

1

木造住宅の耐震改修費を補助します

西尾市

平成29年度版

西尾市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震改修工事を実施する方に対して、耐震改修費の補助を行っています。

対象となる建築物は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で
西尾市が実施する無料耐震診断の結果
判定値が1.0未満と判定された住宅

一戸建てのほか、長屋、共同住宅も対象となります。
併用住宅は1/2以上が住宅の場合に限ります。

対象となる工事は？

- 『判定値が0.7未満』の場合
⇒判定値を1.0以上とする耐震改修工事
- 『判定値が0.7以上1.0未満』の場合
⇒判定値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修工事

補助金の額は？

補助を受けられる方は、市税を完納されていることが条件です。

- 1の敷地内で2以上の耐震改修等を行う場合は、いずれかについてののみ補助の対象となります。
- 耐震改修工事に要する費用（見積り金額）に対して、1戸につき120万円が限度です。（ただし、2回目の耐震改修の場合は90万円）
- 耐震改修工事費、設計及び監理に要する費用も対象となります。

補助の流れは？

補助金額の算定方法については、別紙「木造耐震改修費補助金額の算定方法について」をご確認ください。

工事の前に

- 1 補助金交付申請書
- 2 概要書
- 3 補助金算定書
- 4 耐震診断結果報告書（写し）
- 5 補強前耐震診断書
- 6 案内図
- 7 補強計画平面図
- 8 補強計画標準図・仕様書
- 9 改修後補強計算書
- 10 工事・設計監理見積書（写し）
- 11 納税証明書（完納）

工事着手

補助金交付決定の通知前に契約し耐震改修工事をした場合は補助金の交付が受けられません。

工事が終わったら

- 1 完了実績報告書
- 2 概要書*
- 3 補助金算定書*
- 4 工事・設計監理見積書（写し）*
- 5 工事・設計監理契約書（写し）
- 6 工事写真
- 7 領収書 又は 請求書（写し）
- 8 補助金支払請求書
- 9 施工業者等の公表登録同意書
- 10 認定工法使用状況

* 軽微な変更があった場合のみ

お問い合わせ先 西尾市役所 建設部 建築課
電話 0563-65-2381

補助申請の流れ

● 交付申請書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は耐震改修工事の契約者と同一人物であること 工事は <u>平成30年2月20日までに完了</u> すること
2 概要書（要領様式第1）	建築士の記名、押印があること
3 補助金算定書（要領様式第2）	ホームページに掲載されているエクセルファイル（自動計算有）を使うこと
4 耐震診断結果報告書の写し	全てのページの写し
5 補強前耐震診断書	「4耐震診断結果報告書」と「8-1改修後補強計算書」が同じ診断ソフトの同じバージョンであり、診断結果の内容に修正が無い場合は不要
6 案内図	住宅地図やインターネットの地図など
7 補強計画平面図	補強前後の対比、補強方法の記載がされているもの
8 補強計画標準図・仕様書	
9 改修後補強計算書	建築士の記名、押印があること
10 工事・設計監理見積書の写し	申請者への宛名であること 「3補助金算定書」の分類（耐震補強工事費・設計監理費・ 附帯工事費・その他工事費）が区別できること 施工業者の押印があること 工事名、施工場所及び工期の記載があること 値引きがある場合は諸経費の額以内であること
11 納税証明書（完納）	西尾市役所 2階の収納課にて取得（200円/枚） 6ヶ月以内に取得したもの

● 交付決定通知書の送付

補助金交付決定通知を、申請者に送付します。

● 施工業者と契約・工事着手

交付決定日より早く契約・工事着手を行うと、補助金を受けることが出来ません。

● 中間検査（現地確認）

隠ぺいされて、完了時に目視確認できない部分の検査を行います。

施工方法が適正であるかの確認を行いますので、複数箇所工事を行う場合は、早めに検査を受けてください。残りの個所の検査は、完了実績報告時に写真で行います。



● **完了実績報告書の提出**（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 完了実績報告書（様式第6）	平成30年2月20日までに提出 すること 補助対象経費 → 「3補助金算定書」の④を記入する 全体経費 → 「3補助金算定書」の⑤を記入する
2 概要書（要領様式第1）	軽微な変更があった場合
3 補助金算定書（要領様式第2）	軽微な変更があった場合
4 工事・設計監理見積書の写し	軽微な変更があった場合
5 工事・設計監理契約書の写し	契約日は交付決定日以降 であること
6 工事写真	耐震改修に係る部分を、着手前・工事中・竣工後毎に撮影すること （デジカメで撮影し、プリントアウトしたもので可）
7 領収書 又は 請求書の写し	施工業者・設計監理者の押印のあるもの
8 補助金支払請求書（様式第8）	振込先の口座名義は、申請者と同一人物であること
9 施工業者等の公表登録同意書	
10 認定工法使用状況	

※ 使用する印鑑は、**補助金交付申請書**で使用したものと**同じ**ものであること

● **完了検査（現地確認）**

補強箇所、改修工事部分の目視検査を行います。

平成30年3月1日までに完了検査を受けないと、補助金を受けることが出来ません。

● **額確定通知書の送付、補助金の振込み**

補助金額確定通知を申請者に送付します。額確定通知後、約1ヶ月で補助金が振り込まれます。